介護サービス事業者 様

浜松市長 中野 祐介

総合事業に係る浜松市の要綱の一部改正の再改正について(お知らせ)

日ごろ、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、各市町が独自に実施している総合事業については、本市において、国が定める上限額超過分の財政負担を含め、今後も持続可能な制度としていくことを目的として、サービス費用のあり方の見直しが求められておりました。そこで、令和5年度に行った利用実態調査の結果を踏まえ、令和6年度の国の報酬改定に併せた市独自の報酬改定を念頭にこれまで段階的にお知らせをしてきたところです。

令和6年3月、国の報酬改定が決定したことを受け、総合事業の要綱及びサービスコードの改定について」(3月26日付「浜松市からのお知らせ」)を発送し、「総合事業に係る浜松市の要綱の一部改正」による報酬改定をお知らせさせていただきました。しかしながら、国の報酬改定の内容を踏まえて改めて精査したところ、運営形態によっては当初見込みを大幅に上回る報酬減となることを確認いたしました。そのため、事業者の皆様への影響を考慮し、3月26日付通知による要綱の一部改正により本市が新たに加えた時間及び回数による区分については、5月利用分から廃止する措置を取らせていただくこととなりました。

これにより、<u>4月利用分の請求</u>につきましては、3月26日付通知による<u>浜松市独自の報酬改定単位を用いて請求</u>していただきますが、<u>国の報酬改定単位で算定した場合との差額の補てん</u>につきましては、請求方法等について検討のうえ、<u>後日、改めてご連絡いたします</u>のでご確認願います。何とぞご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

このたびは、事業者の皆様にご心配とご迷惑をお掛けする事態となりましたことについて、深く お詫び申し上げます。

なお、5月1日施行の要綱につきましては、今月中に再度改正し、サービスコードとともに通知 させていただきますので、ご確認いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 一部改正の要綱

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用 の額の算定に関する基準を定める要綱(報酬基準)

2 要綱の一部改正の概要

- (1) 介護予防訪問サービスにおける回数による報酬区分を廃止する。
- (2) 介護予防通所サービスにおける時間と回数による報酬区分を廃止する。

3 要綱及びサービスコードの閲覧先

浜松市ホームページから「ホーム」→「健康・医療・福祉」→「介護保険」→「事業者の方(福祉・介護)」→「介護保険事業者及び事業者の皆様へ」→「指定事業者による訪問型(通所型)サービス関連(総合事業)」をご覧ください。

○**訪問型**サービス(介護予防訪問サービス)

○**通所型**サービス(介護予防通所サービス)

現行(令和6年4月利用分まで)

対	象	単価	単位	備考
要支援1要支援2	週 1 回 程度	235	□	月利用
				5 回未満
		1, 176	月	月利用
				5回以上
	週 2 回 程度	261	口	月利用
				9 回未満
		2, 349	月	月利用
				9回以上
要支援 2	週2回 程度超	287	口	月利用
				13 回未満
		3, 727	月	月利用
				13 回以上



改正後(令和6年5月利用分以降)

文	単価	単位	
要支援1	週1回程度	1, 176	
要支援 2	週2回程度	2, 349	月
要支援 2	週2回程度超	3, 727	

現行(令和6年4月利用分まで)

対 象		単価	単位	備考	
要支援1要支援2	週1回	5 時間 以上	360	口	月利用
					5 回未満
			1, 798	月	月利用
					5回以上
		5 時間	324	口	月利用
					5 回未満
			1, 618	月	月利用
					5回以上
要支援2	週2回 程度	5 時間 以上	402	口	月利用
					9 回未満
			3, 621	月	月利用
					9回以上
		5 時間 未満	362	旦	月利用
					9回未満
			3, 259	月	月利用
					9回以上



改正後(令和6年5月利用分以降)

対	単価	単位	
事業対象者 要支援 1 要支援 2	週1回程度	1, 798	月
要支援 2	週2回程度	3, 621	

4 今後の請求の流れ

- 4月利用分については、現行の時間と回数による報酬区分での報酬請求となります。また、 5月利用分以降については、改正後の一律単価での報酬請求となります。
- (1) 4/1~4/30 現行の要綱によるサービスの提供 → 5/10 国保連合会請求締め切り
- (2) 4月中に要綱を改正し(5/1施行)、5月以降使用するサービスコードを通知 → 各事業所で コード取り込み
- (3) 5/1~5/31 改正後の要綱によるサービスの提供 → 6/10 国保連合会請求締め切り
- (4) 6月以降も改正後の要綱によるサービスの提供を行い、国保連合会へ請求を行う

浜松市介護保険課 指導グループ 電話 053-457-2875・2787